

議案第4号

阿見町空家等対策の推進に関する条例の一部改正について

阿見町空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月13日提出

阿見町長 千 葉 繁

阿見町空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

阿見町空家等対策の推進に関する条例(平成31年阿見町条例第4号)の一部を次のように改正する。

第4条中「法第6条第1項」を「法第7条第1項」に改める。

第6条第2項中「特定空家等となるおそれがある空家等」を「管理不全空家等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

阿見町空家等対策の推進に関する条例新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>(町の責務)</p> <p>第4条 町は、法及びこの条例の目的を達成するため、法第6条第1項の規定により空家等対策計画を作成し、法に基づく空家等に関する施策並びに町における空家等の適切な管理及び活用並びに空家等の発生の予防に関し必要な対策(以下「空家等に関する施策」という。)を実施するものとする。</p> <p>(町民の責務)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 町民は、特定空家等となるおそれがある空家等があると認めるときは、町に対し、その情報を提供しよう努めるものとする。</p>	<p>(町の責務)</p> <p>第4条 町は、法及びこの条例の目的を達成するため、法第7条第1項の規定により空家等対策計画を作成し、法に基づく空家等に関する施策並びに町における空家等の適切な管理及び活用並びに空家等の発生の予防に関し必要な対策(以下「空家等に関する施策」という。)を実施するものとする。</p> <p>(町民の責務)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 町民は、管理不全空家等があると認めるときは、町に対し、その情報を提供しよう努めるものとする。</p>	

議案第4号 説明資料

【主な改正の理由】

改正空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「改正法」という。）の施行に伴い、引用条文に条ずれが生じるため、所要の改正を行うもの。

【改正の主な概要】

第4条において、空家等に関する対策についての計画に係る規定である空家等対策の推進に関する特別措置法第6条第1項を引用していたところ、改正法においては当該規定が第7条第1項に改められたため、本条例においても改正法による新たな条番号に改めるもの。

また、第6条第2項において、「特定空家等となるおそれがある空家等」の呼称が、改正法において「管理不全空家等」に改められたことにより、本条例においても「管理不全空家等」に改めるもの。

【改正に伴う事務等への影響】

当該引用部分の条番号及び「管理不全空家等」の呼称変更による改正による事務等への影響はない。